（畜舎建築利用計画の認定）

第七十一条　法第三条第六項の規定による認定の通知は、様式第三号による通知書に第六十四条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

2　都道府県知事は、法第三条第一項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四号による通知書を申請者に交付するものとする。

3　都道府県知事は、法第三条第一項の認定をしたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定計画実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日

三　認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地

四　認定に係る畜舎等の種類

（畜舎建築利用計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第七十二条　法第四条第一項の変更の認定を受けようとする者は、様式第五号による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付図書のうち変更に係るもの及び申請に係る認定畜舎等（特例畜舎等を除く。以下この項及び次項において同じ。）が別表第九の各項の(い)欄に掲げる認定畜舎等である場合には、当該各項の(ろ)欄に掲げる図書を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2　法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める範囲内の行為をする認定畜舎等に係る添付図書にあっては、別表第二の(い)の項に掲げる図書のうち変更に係るものに同条第一項に規定する不適合部分の基準が適用されない旨を明示することとする。

3　法第四条第三項において準用する法第三条第六項の規定による変更の認定の通知は、様式第六号による通知書に第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

4　都道府県知事は、法第四条第一項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七号による通知書を認定計画実施者に交付するものとする。

5　都道府県知事は、法第四条第一項の変更の認定をしたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定計画実施者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二　畜舎建築利用計画の変更の認定番号及び認定年月日

三　変更の認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地

四　変更の認定に係る畜舎等の種類

（畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更）

第七十三条　法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第三条第二項第一号及び第六号並びに第六十六条第三号に掲げる事項の変更

二　法第三条第二項第二号に掲げる事項の変更のうち次のイからハまでに掲げるものであって、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第二号の規定に適合することが明らかな変更

イ　畜舎等の高さが減少する場合における畜舎等の高さの変更

ロ　床面積の合計が減少する場合における床面積の変更

ハ　間取りの変更

三　法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからヨまでに掲げるものであって、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明らかな変更

イ　敷地に接する道路の幅員及び敷地が道路に接する部分の長さの変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び第六十条第一項の規定に基づく条例により畜舎等又はその敷地と道路との関係が定められた区域内にあっては敷地に接する道路の幅員が大きくなる場合（敷地境界線が変更されない場合に限る。）及び変更後の敷地が道路に接する部分の長さが二メートル（条例で定める場合にあってはその長さ）以上である場合に限る。）

ロ　敷地面積が増加する場合の敷地面積及び敷地境界線の変更（当該敷地境界線の変更により変更前の敷地の一部が除かれる場合を除く。）

ハ　畜舎等の高さが減少する場合における畜舎等の高さの変更（畜舎等の高さの最低限度が定められている区域内の畜舎等に係るものを除く。）

ニ　建築面積が減少する場合における建築面積の変更（都市計画区域内、準都市計画区域内及び第六十条第一項の規定に基づく条例により日影による中高層の畜舎等の高さの制限が定められた区域内において当該畜舎等の外壁が隣地境界線又は同一の敷地内の他の畜舎等若しくは当該畜舎等の他の部分から後退しない場合及び建築物の建築面積の最低限度が定められている区域内の畜舎等に係るものを除く。）

ホ　床面積の合計が減少する場合における床面積の変更

ヘ　構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が第八条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）

ト　構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除き、ヌの表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）

チ　構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材（天井を除く。）、外装材、帳壁その他これらに類する畜舎等の部分、広告塔その他畜舎等の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分又は壁の材料若しくは構造の変更（ヌの表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあっては、主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）

リ　構造耐力上主要な部分以外の部分である天井の材料若しくは構造の変更（ヌの表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更

ヌ　畜舎等の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（トからリまでに係る部分の変更を除く。）

不燃材料	不燃材料
準不燃材料	不燃材料又は準不燃材料
難燃材料	不燃材料、準不燃材料又は難燃材料
耐火構造	耐火構造
準耐火構造	耐火構造又は準耐火構造（変更後の構造において加熱開始後構造耐力上支障のある変形、破壊その他の損傷を生じない時間（加熱面以外の面（屋内の面に限る。）の温度が建築基準法施行令第百七条に規定する可燃物燃焼温度（以下この号において「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間が、それぞれ変更前の構造について加熱開始後構造耐力上支障のある変形、破壊その他の損傷を生じない時間（屋内の面に限る。）の加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない時間及び屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じない時間以下である場合に限る。）
防火構造	耐火構造、準耐火構造又は防火構造
建築基準法施行令第百九条の三第一号の技術的基準に適合する構造	耐火構造、準耐火構造又は建築基準法施行令第百九条の三第一号の技術的基準に適合する構造